

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		測量成果の使用（公共測量）
根拠法令及び条項		測量法第30条
所管部課係名		インフラ整備部道路管理課管理係
審査基準	関係条項	新座市公共基準点管理保全要綱第3条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>【根拠条文】 測量法 (測量成果の使用) 第三十条 基本測量の測量成果を使用して基本測量以外の測量を実施しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土地理院の長の承認を得なければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び新座市公共基準点管理保全要綱第3条による。</p> <p>新座市公共基準点管理保全要綱 第3条 公共基準点を使用しようとする者は、新座市公共基準点使用承認申請書を市長に提出するものとする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1週間
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）